

情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用者募集要項

1 趣旨・目的

長崎県立大学では、研究活動の推進、研究成果の社会還元、企業と学生との交流による実践的人材教育及び企業と地場企業との連携等による地域産業の活性化等を目指し、本学教員と企業との共同研究を推進するための支援施設として情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）に共同ラボを整備しています。

今回、次のとおり共同ラボを使用する企業を募集いたします。

2 応募条件

- (1) 情報セキュリティ学科の教員と共同研究を行っていること又は共同研究を行うことを誓約していること。
- (2) 騒音、悪臭、粉塵、振動その他、他の共同ラボ使用者又は情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）での教育研究に悪影響を及ぼす形態の研究を実施しないこと。
- (3) 学内の各利用規則等を遵守すること。

※事業所所在地、創業年数、業種、企業規模などの制限はありません。

3 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

応募企業からの提出書類等に基づき、使用の可否について長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）使用者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査します。

(2) 審査基準

- ア 情報セキュリティ学科との共同研究による新規性・発展性が見込まれること。
- イ 研究活動を実施するための準備・体制が整備されていること。
- ウ 学生との交流事業や研修会への参加など大学と連携して実践的人材教育にも協力すること。
- エ 長崎県内への進出や県内企業との連携事業など県内産業に資する計画がある場合は加点の対象となる。

※ 委員会は必要があると認めるときは応募企業に対してヒアリングを実施することができる。

4 ラボの基本情報

- (1) 所在地 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野 1-1-1

情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）内

- (2) 対象ラボ 3室（共同ラボ1：45.28 m²、共同ラボ2：41.90 m²、共同ラボ3：45.40 m²）

※応募の状況によっては、共同研究室（将来）部分を改修し共同ラボ4：35.38 m²として使用許可する場合があります。

別添資料の平面図を参照

- (3) 入居日 令和5年4月1日予定

- (4) 使用許可期間 原則3年間を上限、ただし、合理的な理由が認められる場合に限り2年を限度に延長可能

(5) 設備・仕様等

- 防犯・入退室管理：IDカードリーダー、共用部分各所にネットワークカメラ設置
- 電気：単相100V・50A（照明・給湯・空調等を含む）、単相200Vは別途配線工事が必要（電気容量は100Vと共通）
- 電話：外線引込可、内線電話機1台
- コンセント：壁2箇所、OA床6箇所（一部、停電時も使用可能）
- 通信回線：キャンパス内に設置済みの各社光配線盤からの引き込みが可能（NTT西日本、長崎ケーブルメディア、BBIQ）
- 給水・給湯：1箇所（電気温水器対応）
- 排水：あり
- 都市ガス：なし
- 空調設備：冷暖房完備（室内天井カセット、個別空調方式）
- 換気設備：全熱交換機完備（給排気）

5 施設使用料等

共同ラボの施設使用料等については、以下のとおり定めています。敷金については徴収しませんが、退去時には使用者による現状復帰を条件とします。

(1) 月額施設使用料

1平方メートル当たり1,700円（税込）

(2) 別途料金

電気、水道、電話、インターネット利用料金はいずれも使用者の実費負担となります。

光熱水料に関しては使用量に応じた額を負担していただきます。

電話・インターネットは使用者と通信業者との直接契約とし、発生する付帯工事の費用は、基本的に使用者の負担となります。工事を行うことになった場合には、早めに以下の問合せ先にご連絡ください。

(3) 設備等の設置

共同ラボにおける研究上必要な設備等の設置は使用者が行います。

6 その他

(1) 清掃などの通常使用に伴う維持管理は使用者の負担とします。

(2) 共同ラボ内におけるセキュリティについては使用者の責任とします。

(3) 計画停電（年1回）時に発電機が必要な場合は使用者で準備してください。

7 申込方法

(1) 申込者

企業の代表者

(2) 申込・問合せ先

シーボルト校総務企画課 中村、福田

TEL：095-813-5500 E-mail：soumu-g@sun.ac.jp

(3) 申込書

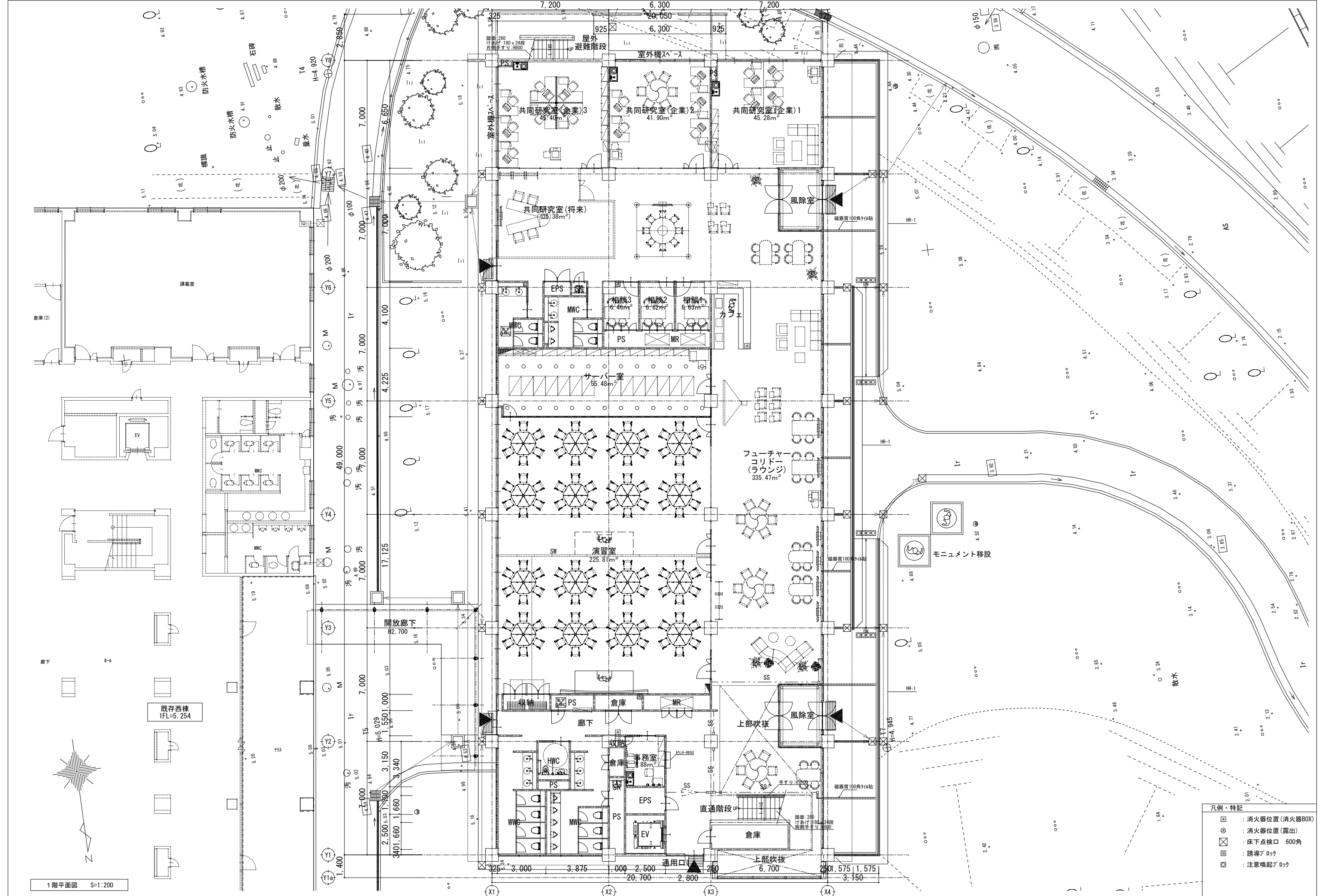
別紙「長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用許可申請書」に必要事項をご記入の上、書面にて申込先にご提出ください。また会社概要や共同研究計画に関する参考資料等についても適宜添付してください。

8 応募等の日程

(1) 募集期間 令和4年6月1日(水)から7月29日(金)

(2) 審査日程 令和4年8月中旬予定

(3) 許可通知 令和4年8月下旬予定

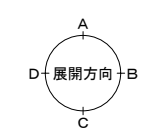
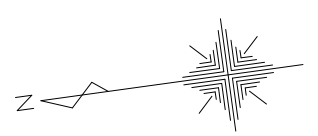
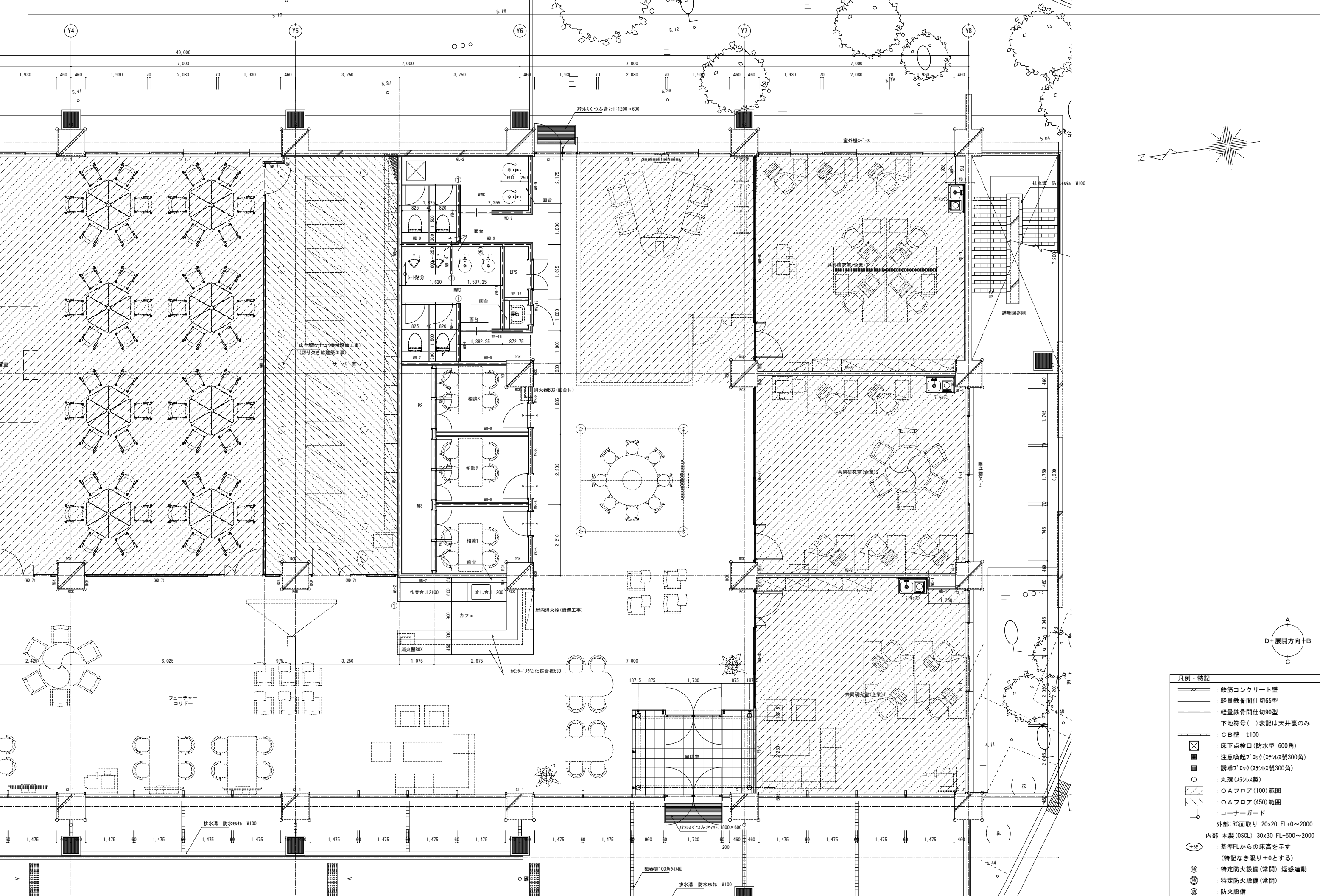


既存西棟
1FL=5.254

- 凡例・特記
- ☑ : 消火器位置(消火器BOX)
 - ⊙ : 消火器位置(露出)
 - ⊠ : 床下点検口 600角
 - ▣ : 誘導ブロック
 - ⊠ : 注意喚起ブロック

1階平面図 S=1:200

株式会社 松林建築設計事務所 建設大臣登録番号 一級建築士 第176155号 松林 修 長崎県 長崎市 雁野 5番 11号 電話 095-820-5116(代)	審査 設計 担当 製作年月日 2021.3 SCALE (A1)1:100 (A3)1:200	工事名 長崎県立大学シーボルト校情報セキュリティ産学共同研究センター(仮称)新築工事 図名 1階平面図	A-025
---	---	--	-------



- 凡例・特記
- 鉄筋コンクリート壁
 - 軽量鉄骨間仕切65型
 - 軽量鉄骨間仕切90型
 - 下地符号()表記は天井裏のみ
 - CB壁 t100
 - 床下点検口(防水型 600角)
 - 注意喚起ブロータ(ステンレス製300角)
 - 誘導ブロータ(ステンレス製300角)
 - 丸環(ステンレス製)
 - OAフロア(100)範囲
 - OAフロア(450)範囲
 - コーナーガード
 - 外部:RC面取り 20x20 FL+0~2000
 - 内部:木製(OSCL) 30x30 FL+500~2000
 - 基準FLからの床高を示す
(特記なき限り±0とする)
 - 特定防火設備(常閉) 煙感連動
 - 特定防火設備(常閉)
 - 防火設備

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人不動産等管理規程（平成17年規程第20号）第9条第1項の規定に基づき、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ（以下「共同ラボ」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（使用者の資格）

第2条 共同ラボを使用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 情報セキュリティ学科の教員と共同研究を行っている民間企業
- (2) 情報セキュリティ学科の教員と共同研究を行うことを誓約している民間企業
- (3) その他理事長が適当と認めた者

（使用者の選定）

第3条 共同ラボの使用者の選定については、原則として公募により行うものとする。

- 2 共同ラボを使用しようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）により理事長に申請しなければならない。
- 3 理事長は前項の申請があったときは、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）使用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に審査を行わせるものとする。
- 4 選定委員会は、前項の諮問を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 5 選定委員会の委員については、理事長が別に指名する。

（使用許可）

第4条 理事長は、前条第4項の報告を受けたときは、前条第2項の申請について許可又は不許可の決定を行う。

- 2 理事長は、前項の規定により使用を許可するときは、使用許可書（様式第2号）を交付する。
- 3 理事長は、使用の許可に際し、当該施設の使用に関して必要な条件を付することができる。

（使用許可期間）

第5条 共同ラボの使用許可期間は、原則として3年を上限とし、使用者の研究の内容に応じて定めるものとし、合理的理由が認められる場合に限り2年を限度に延長することができる。

- 2 使用者が前項による使用許可期間の延長を希望する場合は、第3条第2項による使用許可申請を再度行う。

（使用許可の変更申請）

第6条 共同ラボの使用を許可された者が、使用許可期間の短縮若しくは使用内容を変更し、又は使用を取り止める場合は、使用変更許可申請書（様式第3号）により速やかに理事長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による使用変更を許可するときは、使用変更許可書（様式第4号）を交付する。

（使用許可の取消し等）

第7条 理事長は、使用者がこの規程に違反したとき又はそのおそれがあると認めるときは、選定委員会の意見を聴いた上で、使用の許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

2 理事長は、前項の規定により使用の許可を取り消し又は使用を中止させる場合は、使用者に対し書面により通知しなければならない。

（使用上の義務等）

第8条 使用者は、当該施設の使用に関し、この規程及び次に掲げる事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって、適正に使用しなければならない。

- (1) 施設及び設備等の保全に努めること。
- (2) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用を許可された施設及び設備等に特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。ただし、理事長が許可する場合を除く。
- (4) 前号に掲げる変更等をしようとする者は、施設等変更許可申請書（様式第5号）により理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項第4号の規定により申請があった場合は、情報セキュリティ学科の教員のうち、理事長が指名する者及び使用者と共同研究を行う者の意見を聴いた上で、施設等の変更を許可することができるものとし、許可するときは施設等変更許可書（様式第6号）を交付する。

（施設使用料等）

第9条 使用者は、共同ラボの使用面積に応じた施設使用料及び使用量に応じた光熱水料（以下「施設使用料等」という）を負担しなければならない。

- 2 前項の施設使用料の額については、理事長が別に定める。
- 3 使用者は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の指定する方法により、施設使用料等を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 一旦納付された施設使用料等は、返還しない。ただし、法人の都合により使用許可を取り消し、又は変更した場合は、施設使用料等の全部又は一部を返還する。

（設備等の設置）

第10条 共同ラボにおける研究上必要な設備等の設置は、使用者が行う。

（経費負担）

第11条 共同ラボの使用に係る次の各号に掲げる経費は、使用者の負担とする。

- (1) 施設の維持管理のために通常必要とする軽微な修理、消耗品の取替え等の経費
- (2) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費
- (3) 通信費
- (4) 第8条第1項第3号ただし書きにより理事長の許可を得て、施設及び設備等に特別の工作をし、又は原状を変更する場合の経費

(5) 前条により設置する設備等に係る経費

(原状回復)

第12条 使用者は、当該施設の使用を終えたとき（第7条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられた場合を含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

(転貸等の禁止)

第13条 使用者は、共同ラボの全部又は一部を第三者に使用させてはならない。

(損害の賠償等)

第14条 使用者は、故意又は過失により、共同ラボの施設若しくは設備等を損傷又は滅失したときは、当該施設若しくは設備等を原状に復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(免責)

第15条 天災地変、火災、盗難等の管理責任者の責に帰せざる事由により、使用者の所有、占有又は支配に係る設備、備品等に損害が生じた場合は、法人はその責めを負わない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同ラボの使用、管理等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用許可申請書

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

（申請人）

住 所

氏 名

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ（以下「共同ラボ」という。）を下記のとおり使用したいので、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第3条第2項の規定により許可を申請します。

なお、使用に当たっては、同規程の規定を遵守いたします。

使用希望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用申請区分	<input type="checkbox"/> 1. 情報セキュリティ学科の教員と共同研究を行っている民間企業 <input type="checkbox"/> 2. 情報セキュリティ学科の教員と共同研究を行うことを誓約している民間企業 <input type="checkbox"/> 3. その他理事長が適当と認めた者			
担当者連絡先	氏名		所属・職名	
	電話番号		e-mail	
共同研究の名称				
共同ラボで実施する事業内容				
設備等の設置	機 器 名	数量	附帯工事の有無	用途等（注1）
備 考				

- 注) 1. 「用途等」欄には、設置する機器の大きさ（高さ×幅×奥行(cm)）、用途を記入してください。
 2. 設置する設備等の配置図を添付して下さい。
 3. 規程第2条第1号に該当する企業は、長崎県公立大学法人共同研究取扱規程第5条第1項に規定する共同研究実施承認書（様式第3号）の写しを添付して下さい。
 4. 規程第2条第2号に該当する企業は、別紙「誓約書」を添付して下さい。

誓 約 書

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

(申請人)

住 所

氏 名

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第3条第2項に基づく長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボの使用許可申請に当たり、下記のとおり共同研究を行うことを誓約します。

記

1. 研究名称

2. 研究概要

3. 研究実施期間 年 月 日から 年 月 日

4. 研究等の実施場所

5. 研究に参加する研究員の職・氏名

6. 希望する研究担当者の職・氏名

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用許可書

（申請者）

様

年 月 日付けで申請のあった長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ（以下「共同ラボ」という。）の使用については、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第4条第2項の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日
長崎県公立大学法人 理事長

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
共同研究の名称				
共同ラボで実施する事業内容				
利用室名 面積	利用室名 面積 m ²			
施設使用料	円	使用料の 納入時期		使用料の 納入方法
付帯条件	・光熱水料については、規程第9条に基づき使用量実績に応じて負担するものとし、法人の指定する方法により所定の期日までに納付すること。			
備考				

様式第3号（第6条第1項関係）

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用変更許可申請書

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

（申請人）

住 所

氏 名

年 月 日付けで許可された長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボの使用について、下記のとおり変更したいので、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第6条第1項の規定により許可を申請します。

なお、使用に当たっては、同規程の規定を遵守いたします。

変 更 目 的				
変更使用期間 (許可済使用期間)	(年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日)			
担当者連絡先	氏名		所属・職名	
	電話番号		e-mail	
変更事業内容				
変更設備等				
備 考				

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）使用変更許可書

年 月 日

（申請者）

様

年 月 日付けで申請のあった長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボの使用変更については、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第6条第2項の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長

記

変更目的				
変更使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
担当者連絡先	氏名		所属・職名	
	電話番号		e-mail	
変更事業内容				
変更設備等				
備考				

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ
施設等変更許可申請書

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

（申請人）

住 所

氏 名

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボを下記のとおり変更したいので、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第8条第1項第4号の規定により許可を申請します。

使用目的及び用途	
原状変更したい事項	
設置したい物件	
添付資料	関係図面（2部） （イ）使用不動産の見取図 （ロ）原形変更状況図 （ハ）物件設置状況図
備 考	

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ
施設等変更許可書

年 月 日

（申請者）

様

年 月 日付けで申請のあった長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボの施設等の変更については、長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）共同ラボ使用規程第8条第2項の規定により下記のとおり許可します。

長崎県公立大学法人 理事長

記

使用目的及び用途	
原状変更許可事項	
設置許可物件	
添付資料	関係図面 (イ) 使用不動産の見取図 (ロ) 原形変更状況図 (ハ) 物件設置状況図
備 考	